

# カトリック彦根教会小教区評議会規約

カトリック彦根教会小教区評議会

## 序文

『規約』とは“規則としてきめた約束”のことである。キリスト信者の共同体においては、受洗の時、各自が預かった使命を実践するための規則である。規則と言っても単なる決め事ではなく、共同体はどんなものであるか（もしくは、あるべきか）を示し、それを構成する信者としてあるべき姿を自覚させ、またその組織と活動の基礎となるものである。

キリスト者の使命とは、受洗の際、教会から言われる次の言葉の中にある。

“神の民に加えられたあなたは、神ご自身から救いの香油を注がれて、大祭司〔典礼〕、預言者〔宣教〕、王〔奉仕〕であるキリストと結ばれ、その使命に生きるものとなりました。”

すなわち、キリストと同じ使命に預かったことを、カトリック教会の法典ははっきりと述べている。

- ㊦ カトリック教会法典 第204条・・・信者とは、その使命  
第207条・・・信者、信徒、聖職者

京都教区では、2001年4月、57小教区を14の共同宣教司牧ブロックに編成され、各小教区に主任司祭が任命されていた体制から、各ブロックに複数の司祭が任命されることとなった。力強く福音宣教することができる共同体を作るのが共同宣教司牧の目的である。

## 第1章 総則

第1条 序文に述べている「キリスト者の使命」を実践し、彦根小教区の円滑な運営、維持、発展を図るため「カトリック彦根教会小教区評議会規約」を定める。

第2条 彦根小教区が、カトリック教会および京都司教区の方針である「共同宣教司牧」を目的として、より健全な共同体活動を図るため「カトリック彦根教会小教区評議会」（以下評議会という）を設置する。

第3条 第1条および第2条の目的をより具体的に実践するため、下記の部会を設置する。

典礼部会、教育部会、広報部会、財務部会、施設管理部会

また、必要に応じて、その他の部会および任意団体を設置することができる。

第4条 評議会は、京都教区司教から任命されたブロック担当司祭団（以下担当司祭団という）が主宰する。場合によって、司教から任命された修道者がこれに含まれる。

## 第2章 評議員

第5条 評議会の評議員は、次の者によって構成される。

- (1) 信徒の代表として選出された役員
- (2) 各部会の代表者
- (3) その他のグループの代表者

第6条 評議員は、評議会に出席し信徒や部会の意向が会議の審議および決定に反映されるよう努める。

## 第3章 評議会

第7条 評議会は、担当司祭団の招集によって定期的（1回／月）に開催される。

但し、必要に応じて臨時に開催できる。

第8条 評議会は、担当司祭団の諮問機関である。

但し、評議会の運営については、別に規定を設ける。

第9条 評議会は、下記の事項について担当司祭団から諮問を受け審議する。

- (1) 宣教司牧に関する基本方針（長期、短期）の作成。
- (2) 宣教司牧方針に基づく年間行事の決定。
- (3) 予算と決算の承認、および予算外の支出の承認。

- (4) 各部会、任意団体等の設置や改変。
- (5) 小教区規約の変更。
- (6) その他の重要事項。

第10条 評議会で審議決定された事項は、担当司祭団の承認を経て実行する。

#### 第4章 役員

第11条 評議会は、担当司祭団と部会代表者によって構成する「役員選出委員会」を設置する。

第12条 役員選出委員会は、役員を選出する。また、選挙を行う場合は、選挙権は20才以上の信者とする。

第13条 役員の数人は3～4名とし、20才以上の信者から選ぶ。任期は2年（総会翌日から2年後の総会日まで）、再任を妨げないが2期を限度とする。

第14条 役員の仕事は、次のとおりである。

- (1) 役員は、担当司祭団と共に信徒の代表として、小教区全体の運営について調整を行う。
- (2) 役員は、評議会の準備、議事運営、記録等を行う。
- (3) 役員は、彦根小教区の代表として、渉外を担当する。

第15条 役員は、担当司祭団が任命する。

#### 第5章 部会

第16条 部会は、評議会で決定された方針にしたがって、企画し、活動する機関である。教育部、典礼部、広報部、施設管理部、財務部を置く。

第17条 部会の業務分掌は、別に定めて公示する。

第18条 彦根小教区の信者は、その使命を認識し、積極的に部会活動に参加協力しなければならない。

第19条 財務部の部員は、担当司祭団と役員が協議し、担当司祭団が委嘱する。

第20条 各部会は、1～2名代表者を選出する。代表者は評議会に出席しなければならない。

- (1) 選出時期および方法については、別に定めて公示する。
- (2) 任期は、1期を2年とし再任もできる。

第21条 部会代表者は、定期的に部員を招集し部会の活動を行う。

#### 第6章 小教区総会

第22条 小教区総会は、彦根小教区信者全員が参加し、評議会で決定され、担当司祭団によって承認された事項について周知し、小教区運営について忌憚のない意見を述べる場所である。

第23条 小教区総会は、担当司祭団によって招集され、担当司祭団と役員が協議して開催・運営する。又、開催時期は、原則として毎年2月中旬の日曜日とする。

#### 第7章 会計監査

第24条 会計監査を担当司祭団の指名により複数名置く。

付則 本規約の制定、変更は、教区司教の認可を得て発効する。

付則 本規約の教区司教の認可 2007年12月31日 発効 2008年1月1日

十ハウに 大塚喜直

